

(52) ごみ減量化対策補助金	
【担当部署】 税務住民課生活環境係 【電話番号】 0167-44-2124	【窓口の場所】 役場庁舎 1階
【ホームページアドレス】 https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00003061.html	
【補助金の内容】 ・ごみの減量化対策の一環として、生ごみ堆肥化容器または電動生ごみ処理機を購入する方に対し、その費用の一部を補助する。(ごみを単に粉碎処理する機器(ディスポーザー等)は除く。)	
【補助対象者】 ・町内に住所を有し、居住している方(事業所等は除く) ・補助対象者および同一世帯に町税等の滞納がない方 ・購入した機器を設置し、適正に維持管理ができる方	
【補助金額】 ・生ごみ堆肥化容器 購入価格の1/2(上限 5,000円) 1世帯につき2個まで ・電動生ごみ処理機 購入価格の1/2(上限 30,000円) 1世帯につき1台まで ※補助金の対象は消費税を含む購入価格とし、送料および消耗品等の費用は含みません。	
【実施期間】 令和6年度～令和8年度	
【申請に必要なもの】 ・ごみ減量化対策補助金交付申請書(購入機器の仕様・価格が分かる資料を添付) ・ごみ減量化対策補助金実績報告書(購入機器の写真および領収書の写しを添付) ・ごみ減量化対策補助金請求書	
【交付までの流れ】 ①申請書を提出⇒ ②審査⇒ ③交付決定通知⇒ ④機器の購入⇒ ⑤実績報告書を提出⇒ ⑥交付額確定通知⇒ ⑦指定口座へ振込	
【備考】	